○総務省告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、志向青年社から訂正の報告があったので、令和四年総務省告示第三百九十三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔その他の政治団体〕 **志向青年社** ［略］ 1　収入総額　612,587 　前年繰越額　142,587 　本年収入額　470,000 2　支出総額　356,496 3　本年収入の内訳 　個人の党費・会費（7人）　470,000 4　支出の内訳 　政治活動費　356,496 　組織活動費　356,496	〔その他の政治団体〕 **志向青年社** ［同左］ 1　収入総額　0 2　支出総額　0 ［新設］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象要旨の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○総務省告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部、中西けんじ政経研究会及び志向青年社から訂正の報告があったので、令和五年総務省告示第四百二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［略］ 1　収入総額　51,049,195 　［略］ 　本年収入額　47,288,900 2　支出総額　46,875,213 3　本年収入の内訳 　［略］	〔政党の支部〕 **自由民主党東京都参議院比例区第二十五支部** ［同左］ 1　収入総額　50,649,195 　［同左］ 　本年収入額　46,888,900 2　支出総額　46,575,213 3　本年収入の内訳 　［同左］